

NO ヘイトスピーチ ～ヘイトスピーチをなくすための取組を行っています～

ヘイトスピーチ解消のための法律「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」が平成28年6月3日に施行されてから4年が経過しました。

しかし、いまだに、デモにおけるヘイトスピーチや、選挙運動・政治活動に名を借りたヘイトスピーチ、インターネット上の書き込みなど、ヘイトスピーチがなくなったといえる状況にはありません。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねず、決してあってはならないものです。

「ヘイトスピーチ」を知り、ヘイトスピーチをなくしていくことの必要性について理解を深め、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会をともに築いていきましょう。

福岡法務局及び福岡県人権擁護委員連合会では、福岡県、福岡市及び北九州市と連携して作成した、「NO ヘイトスピーチ」というポスターをJR九州各駅や福岡市営地下鉄の駅に掲示するなど、ヘイトスピーチが許されないことを広く深く社会に浸透させるための啓発活動を行っています。



JR西小倉駅



JR折尾駅



J R 門司駅



地下鉄博多駅



J R 南福岡駅



J R 福工大前駅

また、県内市町村のホームページにも掲載されています。

福岡県 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/stop-hate.html>

北九州市 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000026.html>

嘉麻市 <https://www.city.kama.lg.jp/soshiki/12/16595.html>

豊前市 <http://www.city.buzen.lg.jp/jiken/heitopupichi.html>